

○えびな委員長 ただいまより、総務常任委員会を開会します。

本日の出席委員は全員です。

それでは、会議を進めてまいります。

初めに、1、令和5年第2回臨時会提出議案についてを議題といたします。議案第1号、議案第2号及び報告第1号ないし報告第3号の以上5件につきまして、理事者から説明願います。

○熊谷総合政策部長 議案第1号、令和5年度旭川市一般会計補正予算につきまして、補正予算書で御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億5千744万1千円を追加しようとするものでございます。

本委員会の所管に関わりましては、4ページの事項別明細書、歳出にお示しいたしております事業のうち、2款総務費の庁舎整備推進費で6千322万7千円を追加しようとするものでございます。歳入につきましては、3ページの歳入にお示しいたしておりますもののうち、17款国庫支出金で19億7千874万8千円、21款繰入金で632万7千円、24款市債で5千690万円をそれぞれ追加しようとするものでございます。また、2ページ中段の第2表、継続費では、庁舎整備推進費の総額及び年割額を変更しようとするものでございます。同じく2ページ下段の第3表、地方債補正では、庁舎整備推進事業の限度額を変更しようとするものでございます。

以上、よろしくお願い申し上げます。

○和田総務部長 提出議案のうち、総務部に関わります議案につきまして、御説明を申し上げます。

議案第2号、株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使につきましては、株式会社旭川振興公社役員の任期満了に伴い、定時株主総会において同公社取締役9名及び監査役2名を選任するため、議決権を行使する必要がありますことから、旭川市議会の議決すべき事件に関する条例第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものでございます。

次に、報告第1号、専決処分の報告につきましては、庁用自動車による交通事故に関わるもので、本年3月31日、市内東旭川町米原におきまして庁用の普通貨物車が相手方の車両と接触し、損害を与えたもので、その損害賠償の額を13万7千405円と定め、4月20日に専決処分をさせていただいたもので、市の過失割合は100%でございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告を申し上げます。よろしくお願い申し上げます。

○松尾消防長 消防本部が本議会に提出しております報告第2号、専決処分の報告につきまして、御説明申し上げます。

本件は、施設管理の瑕疵により発生しました事故に関わるものでございまして、本年2月28日、市内南2条通21丁目において、旭川市消防団第3分団詰所の屋根から落下した雪が同施設敷地内に駐車しておりました車両に当たり、損害を与えたもので、その損害賠償の額を90万7千600円と定め、4月20日に専決処分をさせていただいたものでございます。市の過失割合は100%でございます。なお、駐車しておりました車両は、市内で発生しました火災に出動するために参集しておりました消防団員の勤務先の車両でございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○川邊総務部総務監 報告第3号、専決処分の報告について、御説明を申し上げます。整理番号1と2、いずれも令和2年3月26日に議決いただいた総合庁舎建替新築工事ではありますが、今般、9階展望ラウンジ壁面に設置する銘板の刻印数の減に伴う設計変更に対処するため、整理番号1のA工事につきましては、契約金額60億1千204万853円を60億1千177万7千29円に、整理番号2のB工事につきましては、契約金額33億9千807万8千376円を33億9千702万2千319円にそれぞれ変更するもので、令和5年4月20日に専決処分させていただいたものでございます。

以上、地方自治法第180条第2項の規定により御報告いたします。よろしくお願いいたします。

○えびな委員長 ただいまの説明につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日のところは説明を受けたということにとどめておきたいと思えます。

議案の説明に関わり出席している理事者につきましては、退席していただいて結構です。

次に、2、報告事項についてを議題といたします。統一地方選挙の結果について及び旭川市議会議員選挙における投票事務の誤りについての以上2件につきまして、理事者から報告願います。

○樽井選挙管理委員会事務局長 まず、統一地方選挙の結果について御報告申し上げます。

今回の統一地方選挙につきましては、北海道知事選挙が3月23日に告示され、期日前投票は翌24日から4月8日まで、北海道議会議員選挙が3月31日に告示され、期日前投票は翌4月1日から8日まで実施され、いずれも4月9日に投開票が行われました。旭川市議会議員選挙は、4月16日に告示され、期日前投票は翌17日から22日まで実施、4月23日に投開票が行われました。

投票結果につきましては、資料の1(3)の旭川市議会議員選挙で申し上げますと、当日有権者数27万7千119人、投票者数10万8千403人、投票率は39.12%で、前回、平成31年の旭川市議会議員選挙の41.30%に比べまして、2.18ポイント低下いたしました。

続きまして、期日前投票についてですが、期日前投票所につきましては、各支所、第二庁舎、フイール旭川、イオン旭川西店、メガセンタートライアル旭川店、旭川市立大学のほか、今回の統一地方選挙から、新たにコープさっぽろ東光店に設置しまして、計13か所となりました。資料裏面になりますが、先ほどと同じく旭川市議会議員選挙で申しますと、期日前投票につきましては、全体で3万7千818人の方に御利用いただき、前回、平成31年の旭川市議会議員選挙に比べまして約1.3倍の増加となっております。また、商業施設におけます期日前投票所の設置状況につきましては、3でお示ししております。

次に、開票結果の確定時刻についてですが、北海道知事選挙が予定より25分早い午前0時5分、北海道議会議員選挙が予定より25分早い午前1時5分、旭川市議会議員選挙は予定より10分早い午前1時20分と、いずれも予定時刻内に確定いたしました。

次に、旭川市議会議員選挙における投票事務の誤りについて御報告申し上げます。

先月26日の新聞報道にもございましたが、4月23日執行の旭川市議会議員選挙におきまして、

2件の投票事務の誤りがありました。

1件目は、選挙権のない者に投票させた事案でございます。市外に転出した者は、転出した時点で旭川市議会議員選挙の選挙権を失うこととなりますが、投票所整理券を持参して来場した者について、選挙人名簿抄本に道内転出の表示をし、住所、氏名等に黒の一本線を引いて消し、投票できないことを示していたにもかかわらず、事務長及び総務主任が、選挙人名簿抄本及び投票事務要領の確認不足により選挙権があるものと判断し、投票用紙を誤って交付したものでございます。

2件目は、期日前投票した者に当日投票をさせた事案でございます。4月18日に期日前投票した者が、4月23日当日、投票所に投票所整理券を持たずに来場しましたが、名簿対照係が、選挙人名簿抄本に既に投票済みであると記載されていたこと及び期日前投票所で投票済みであることをその者に確認せずに、投票所整理券を再発行するよう担当に伝え、投票所整理券を再発行し、再度、名簿対照係において氏名等を確認する際に、既に投票済みであることの表示を見落とし、投票させたものであります。

いずれの案件とも基本的な確認が漏れていたために起きた誤りであり、選挙事務への信頼を揺るがすものでありますことから、次の選挙に向けて再発防止に向けた対策を検討してまいります。このたびは投票事務におけるミスが起きてしまい、申し訳ございませんでした。

以上でございます。

○えびな委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 次に、3、特定事件の閉会中継続調査付託についてを議題といたします。

行政視察の調査目的及び閉会中の委員会招集事件として本委員会の所管を包括する上で、市の総合企画及び男女共同参画に関する事項について、地域振興に関する事項について、地方行財政に関する事項について、消防及び防災に関する事項について、選挙管理委員会、監査委員及び公平委員会に関する事項について、他の常任委員会の所管に属さない事項についての以上6件を本委員会の特定事件といたしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○えびな委員長 そのように決定させていただきます。

なお、これらの6件につきましては、委員の任期中、閉会中継続調査の特定事件としますので御了承願います。

以上で、予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○えびな委員長 なければ、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時26分